

令和4年度KCみやぎ産学共同研究会（テーマ指定型）企画運営業務仕様書

1 委託業務名

KCみやぎ産学共同研究会（テーマ指定型）企画運営業務

2 目的

本業務は、宮城県（以下「県」という。）が、KCみやぎ推進ネットワーク構成機関（以下「構成機関」という。）に産学共同研究会の実施を委託することにより、構成機関と県内企業が相互に協力して産学共同研究会を行う中で、県内企業の提案力、技術力及び研究開発力を向上させることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和5年2月28日まで

4 業務の内容

- (1) 2で掲げた目的を達成するため、以下のテーマの産学共同研究会を企画運営すること。
「農林水産業または食産業のいずれかをテーマとし、放射光施設を利用した商品開発または課題解決のための調査を行うことで、宮城県に設置される次世代放射光施設にかかる工業分野以外の利用推進及び普及啓発を図る。」
- (2) 農林水産業または食産業関連分野を扱う複数の教員が参画し、複数のサブテーマを設定した研究会とすること。
- (3) 県内企業を含む1社以上の企業の参画を得た上で、期間中に3回以上、産学共同研究会としての活動を実施すること。
ただし、構成機関のうち支援機関、経済・産業団体、金融機関が産学共同研究会活動を実施する場合は、学術機関の参画を必須とすること。
- (4) 業務の範囲は概ね次のとおりとする。
 - イ テーマに関する調査・研究
 - ロ 勉強会・セミナー等の開催
 - ハ 企業、関係機関等との情報交換・打合せ
 - ニ 新技術の実用化や新製品の開発等に関する調査・分析・研究
 - ホ 試作品の設計・製作・加工及び試験・評価
 - ヘ 成果の報告書作成・報告会の開催
 - ト 上記のほか、産学共同による提案力、技術力及び研究開発力の向上を促進する取組
- (5) 以下のすべての項目を実施すること。
 - イ 農林水産業または食産業における商品開発または課題解決に向けた放射光施設の利用
 - ロ 放射光施設利用で得られた結果に基づく、商品開発または課題解決の提案
 - ハ 県民及び県内企業を対象とした成果報告会の開催
 - ニ 報告書や成果をまとめたチラシ等印刷物による成果の発信
 - ホ 業務完了後、県が定める期日までの業務完了報告書の提出
- (6) 本業務を受託した構成機関は、本業務の成果（中間のものを含む）を、構成機関が参集する場（KCみやぎ推進ネットワーク連絡会等）で発表すること。
- (7) 受託機関は、研究会のテーマ名、受託機関名及び運営者名を県ウェブサイト等で公開することを承諾すること。
- (8) 受託機関は、県職員が研究会に出席することについて、許容すること。

5 委託に要する経費

業務経費は、4の実施に要する以下の経費とし、業務経費の条件等については、別表のとおりとする。

なお、契約締結時の委託金額は業務経費に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

(1) 人件費

構成機関に所属し産学共同研究会の企画運営を行う者（以下「運営者」という。）及び研究者等の人件費

ただし、業務日誌等により、業務の内容、従事時間、場所等を確認できるものに限る。

(2) 事務費

産学共同研究会の企画運営に要する事務経費

印刷費、事務用品費、消耗品費、通信費等

(3) 産学共同研究会運営費

勉強会・セミナーの開催、情報交換、打合せ等に係る会議室借上料、運営者・研究者等の旅費、講師等謝金及び旅費、資料作成費、情報収集費等

(4) 原材料費

新技術の実用化や新製品の開発、試作品の設計・製作・加工に直接使用する原材料・消耗品等の購入に要する経費

(5) 外注費

試作品の設計・製造・加工、新技術の実用化や新製品の開発等に関する調査・分析・研究及び実用化に向けた実証実験、実証評価等の外注に要する経費

(6) 上記のほか、県が必要であると認めた経費

6 知的財産権の帰属

本業務の実施に伴い、知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権（以下「知的財産権」という。）が発生した場合、当該知的財産権は、以下の3条件を遵守することを条件に、原則として受託機関に帰属するものとする。

(1) 受託機関が当該知的財産権に関して出願・申請等の手続を行った場合、遅滞なく県に報告すること。

(2) 県が公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合、受託機関は県に対し、当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。

(3) 受託機関が正当な理由なく当該知的財産権を相当期間活用しておらず、県が特に必要があるとして要請する場合、受託機関は当該知的財産権の第三者への実施許諾を行うこと。

7 成果発表における表示

本業務の成果（中間のものを含む）について対外的に発表する場合は、KCみやぎ産学共同研究会により実施した旨を表示すること。

8 実施計画の承認

本業務を受託した構成機関は、産学共同研究会の実施計画を別途指定する様式により県に提出し承認を受けること。

9 問い合わせ先

宮城県経済商工観光部新産業振興課産学連携推進班

TEL 022-211-2721 / FAX 022-211-2729

E-mail kc@pref.miyagi.lg.jp

別表

業務経費の条件等について

1 業務経費の割合等に関する条件

経費の項目	経費の割合	備考
① 人件費	10%以内	運営者及び研究者等の人件費
② 事務費	20%以内	
③ 産学共同研究会運営費	特になし	
④ 原材料費	80%以内	
⑤ 外注費	50%以内	

2 その他の条件

(1) 以下の経費については、対象外であるので、留意すること。

イ 構築物の改築・修繕

ロ 汎用性のある機器・装置及び工具・器具の購入・据付け・修繕

ハ 本業務を受託する構成機関が所有する施設・機器・装置等を用いた場合の使用料及び光熱水費等

ニ 産学共同研究会に参画する企業等の社員・役員に対する謝金及び人件費

ホ 知的財産権の取得等に要する経費

ヘ 委託契約締結前又は委託期間終了後に支出した経費

(2) 旅費に関する条件については、次のとおりとする。

イ 運営者、研究者、産学共同研究会の参画者等の学会・先進地視察地等に係る旅費は、業務経費の対象とするが、研究会活動にどのように生かされたかを業務完了報告書に記載すること。

(3) 本研究会の受託に伴い受託機関の管理等に必要な経費として、間接経費を計上できる。事業費全体に占める間接経費の割合は10%以内とする。

(4) 科学研究費助成事業等の公的資金等との合算使用・混合使用は、いかなる場合も認められないので、留意すること。